個人情報の保護に関する法律の改正に伴う(仮称)新宿区個人情報の保護に関する 法律施行条例の制定に向けた骨子の策定及びパブリック・コメントの実施結果につ いて

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。令和3年5月12日成立、同月19日公布。)の規定により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が改正されました。

本改正に伴い、法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、新宿区個人情報保護条例(平成17年条例第5号)の廃止及び(仮称)新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)の骨子(案)を公表し、パブリック・コメントを実施しました。

本パブリック・コメントの実施結果を踏まえ、下記のとおり法施行条例の骨子を策定します。 今後は、骨子を基に、法施行条例の制定を進めます。

記

1 パブリック・コメントの実施状況

(1) 実施期間

令和4年12月8日(木)から令和5年1月6日(金)まで

(2) 周知方法

令和4年12月5日号の広報新宿及び新宿区ホームページに掲載

(3) 閲覧・配布場所

区政情報課 (本庁舎3階)、区政情報センター (本庁舎1階)、特別出張所 (10所)、 区立図書館 (10館) 及び新宿区ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

2 パブリック・コメントの実施結果

意見提出者数0名、意見数0件

3 法施行条例の骨子

別紙のとおり

※骨子(案)から変更なし

(仮称) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子

1 趣旨

この法施行条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成等

個人情報ファイル簿の作成・公表の規定に加えて、現行同様に、個人情報業務登録簿の作成・ 閲覧の規定を設ける。

3 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料の額は、現行同様、無料とする。なお、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、現行同様、請求者の負担とする。

4 開示決定等の期限等

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限は、法の規定(請求があった日から30日以内)より短縮し、現行同様の期限(請求があった日から15日以内)とする。

5 地方公共団体に置く審議会等への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に諮問をすることができる。